

# 一般社団法人兵庫県訪問看護ステーション連絡協議会定款細則

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この定款細則は、一般社団法人兵庫県訪問看護ステーション連絡協議会（以下「本会」という。）定款第54条の規定に基づき本会の運営に必要な事項を定める。

## 第2章 会員

(会員)

第2条 当法人の会員は次の3種とする

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した兵庫県内の訪問看護ステーションの事業者及び関係団体又は個人
- (2) 賛助会員 当法人の目的事業を賛助するため入会した団体及び個人
- (3) 名誉会員 当法人に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦されたもの

(入会手続き)

第3条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書（会員票）に必要な事項を記入し、兵庫県訪問看護ステーション連絡協議会会長に提出するとともに、入会金（新入会の場合）および年会費を所定の口座に振り込まなければならない。会員票提出と会費納入の確認をもって入会手続き完了とする。

(退会・変更の手続き)

第4条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

- 2 入会状況に変更がある時（事業所名、管理者名、事業所住所、連絡先）には、変更届を提出しなければならない。

## 第3章 会費等

(入会金及び年会費等)

第5条 入会金は、正会員は1ステーション、1関係団体又は1個人につき10,000円、賛助会員は、1事業所又は1個人につき50,000円とする。退会後再入会する場合、あらためて入会金を支払わなければならない。ただし、退会後1年以上経過していない場合は徴収しない。

- 2 年会費は1ステーション、1関係団体につき年額15,000円、1個人は年額10,000円、賛助会員は、1事業所又は1個人につき年額1口15,000円を納入しなければならない。
- 3 年会費は会計年度中途からの入会者についても同額とする。ただし、既に納入した者が退会し、同年度内に再入会した場合には徴収しない。

(会費等納入期日)

第6条 会費等は、毎年5月31日までに当該年度分を納入しなければならない。ただし、新会員の納入期日はこの限りでない。

- 2 賛助会員は、賛助会費を指定する日までに納入しなければならない。
- 3 定款第10条第1項第1号により、9月30日までに当該年度分を納入しない場合、会員資格を喪失する。

## 第4章 役員等

(理事及び監事の設置)

第7条 定款第23条の役員の規定は次のとおりとする。

- 2 定款第23条第1項第1号の理事のうち、1名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。
- 3 定款第23条第1項第1号の理事のうち、2名を副会長とする。
- 4 定款第23条第1項第1号の理事は、兵庫県医師会、兵庫県看護協会、兵庫県介護支援専門員協会、兵庫県理学療法士会、兵庫県作業療法士会、兵庫県言語聴覚士会、兵庫県歯科医師会、兵庫県薬剤師会、兵庫県歯科衛生士会、兵庫県栄養士会、兵庫県介護福祉士会、兵庫県内各ブロック代表訪問看護ステーション管理者から選出する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

(理事会の議事)

第9条 理事会は定款に定めるものの議事を行う。

## 第5章 総会

第10条 定款第14条の定時総会における決議を要する事項は、次のとおりとする。

- (1) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任及び解任
- (4) 理事及び監事の報酬の額又はその規定
- (5) 各事業年度の決算報告
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び余剰財産の処分
- (8) 合併並びに事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡
- (9) 理事会において社員総会に付議した事項
- (10) 前号に定めるもののほか、法令及びこの定款に定める事項

2 総会に報告する事項の規定は、次のとおりとする。

- (1) 当法人事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
- (2) 事業報告、事業報告の附属明細書、貸借対照表、損益計算書、貸借対照表及び損益計算書の附属明細書  
財産目録

## 第6章 理事会

第11条 定款第36条第1項の理事会の審議事項は次のとおりとする。

- (1) 事業の基本方針
- (2) 事業計画
- (3) 収支予算
- (4) 事業報告
- (5) 総会の招集に関する事
- (6) 委員会の設置及び委員の選任
- (7) 諸団体との連携に関する事項
- (8) その他、この法人の運営に必要な事項

## 第7章 委員会

(委員会)

第12条 定款第4条の事業について、専門的な活動を行うために、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の設置は、理事会の決議を経て総会で決定する
- 3 委員は、1名以上の理事と会員事業所の代表者もしくはその代理人により構成する
- 4 委員は、ブロック代表理事が推薦し会長が委嘱する
- 5 委員長は、委員の互選とする
- 6 委員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない
- 7 委員の半数は、奇数年次に、残り半数は偶数年次に交代する
- 8 委員に欠員が生じた場合は、理事会の承認を得て補充する。ただし、その任期は前任者の残任期間とする

## 第8章 ブロック組織

(種類)

第13条 当法人に次のブロック組織をおく

- (1) 但馬ブロック
- (2) 丹波ブロック
- (3) 北播磨ブロック
- (4) 阪神北ブロック
- (5) 阪神南ブロック
- (6) 神戸ブロック
- (7) 東播磨ブロック
- (8) 淡路ブロック
- (9) 中播磨ブロック
- (10) 西播磨ブロック

2 地区ブロックは、当該地区内に訪問看護ステーションを設置する正会員をもって、構成する。

(役員)

第14条 地区ブロックにブロック代表役員その他必要な役員を置く。

(ブロック活動支援費)

第15条 ブロック内の連絡協議会活動を支援するため、以下のブロック活動支援費をブロックに支援する。

- (1) 1会員事業所あたり 2,000円
  - (2) ブロックの会員事業所数に応じて、30事業所未満は5万円、30事業所以上50事業所未満は8万円、50事業所以上は10万円
- 2 ブロック活動支援費は、毎年5月31日までに入会手続きを完了したステーション数に応じて、支援費を決定する。
- 3 ブロック活動支援費は、ブロック活動計画書に基づき、会議費(会場使用料、資料代、交通費)、研修費(会場使用料、資料代、講師謝金、講師交通費)、交流会経費等の使途に基づいて使用し、年度末には理事会に会計報告を行う。
- 4 使用しなかったブロック活動支援費は、年度末に連絡協議会へ返還する

## 第9章 事務局

(設置)

第16条 事務局の運営に必要な事項は次に定める

- (1) 総会の開催および運営に関する諸事項
- (2) 各種会議の実施に関する諸事項
- (3) 会員管理に関する諸事項
- (4) 他機関、他団体との連携に関する諸事項
- (5) その他団体運営に必要な諸事項

2 上記で定めた内容は、理事会の決定に基づき実施する。

3 事務局には事務担当者をおき、看護協会代表理事が担当理事として管轄する。

## 第10章 補則

(補則)

第17条 この定款細則の変更は、理事会の議決を経なければならない。

(雑則)

第18条 この定款細則の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

## 附 則

( 施行期日 )

この規則は平成24年9月13日から施行する。

この規則は平成24年12月13日から施行する。

この規則は平成26年3月20日から施行する。

この規則は平成27年4月25日から施行する。

この規則は平成27年9月10日から施行する。